

一般不妊治療（タイミング法、人工授精など）について

令和4年4月より一般不妊治療の検査及び治療が保険適用となりました。

1. 保険適用となる一般不妊治療

- ・超音波検査
- ・人工授精
- ・排卵誘発剤など各種薬剤

2. 保険適用にあたって以下の事項にご留意ください。

1) 治療計画書

保険診療を行うにあたり、ご夫婦双方の同意及び書面の提出が必要となりますので、計画書作成のためなるべくご夫婦で来院してください。ご夫婦での来院が難しい場合は医師にご相談ください。ご夫婦の診療計画書が揃わない場合は自費診療となりますので、早めにご持参ください。

※婚姻関係であること、同一世帯であること、出生した子について認知する意向があることについての確認もさせていただきます。事実婚の方は、初診時に婚姻関係申告書の提出もさせていただきます。

2) 一般不妊治療管理料

750円（3割負担の場合）

※治療計画書を提出した日に発生する国が定めた費用です。

※お二人、3ヶ月ごとに1回発生します。